



成功へと導く！！
障害者就労継続支援
B型事業の始め方
(開業マニュアル)

<全国対応版>

製作者：行政書士中出和男事務所

目次

はじめに	5
就労継続支援 B 型事業ができるかどうかを確認する	9
開業前チェックシート	10
過去 5 年間に法令違反があると事業開始できない	15
就労継続支援 B 型事業の指定基準を確認する	16
就労継続支援 B 型指定基準	16
就労継続支援 B 型事業のスケジュールを確認する	19
就労継続支援 B 型事業開業スケジュール表（一般的な流れ）	20
STEP 0 事業資金を確保する	22
資金の調達方法にはどんなものがあるか	23
社会福祉施設等施設整備費国庫補助金を活用しよう	24
STEP 1 事業所の場所を確保する	26
就労継続支援 B 型事業に適した物件の条件	27
物件を決めるための前提条件を知る	30
事業所候補地（物件）を絞り込めたら役所を確認する	33
STEP 2 利用者の仕事を確保する	36
売上と給付金と利用者の工賃の関係	37
利用者の仕事の確保方法	37
就労継続支援 B 型事業所での仕事の例	38
仕事の受注について	39
STEP 3 就労継続支援 B 型事業所の法人を設立する	41
就労継続支援 B 型事業所の法人（株式会社）設立手順	42
STEP 4 役員との事前協定を行う	45
事前協定までのスケジュール	45
STEP 5 事業所の場所の決定	46
STEP 6 事業の運営内容の決定	47
STEP 7 スタッフの確保	49
スタッフ配置の計算例	49
配置するスタッフの勤務状況および組織図の例	50
サービス管理責任者を募集するには	52
サービス管理責任者の仕事とは	52
サービス管理責任者の募集の方法	52
サービス管理責任者を募集する際の注意点	53

職業指導員・生活支援員を募集するには.....	56
職業指導員・生活支援員の仕事とは	56
職業指導員・生活支援員の募集の方法.....	56
職業指導員・生活支援員を募集する際の注意点	57
STEP 8 協力医療機関と契約を交わす	58
STEP 9 損害賠償保険に加入する	59
STEP 10 利用者確保に向けた準備	60
利用者確保の為の営業先	60
STEP 11 指定申請書に必要な事項や添付書類の確認.....	65
指定申請書を作成する上で必要な確認事項	66
指定申請書を作成する上で必要な添付書類	67
申請提出書類一覧例および作成における留意事項	68
原本証明とは	75
STEP 12 指定申請書の提出.....	76
STEP 13 指定（開業）までに準備する物.....	77
申請書提出から指定日までに準備するもの	77
STEP 14 スタッフ業務研修.....	79
開業後に必要な書類一覧を整備する	79
STEP 15 県の現地確認.....	80
STEP 16 事業所指定（開業）.....	81
STEP 17 利用者見学.....	82
暫定支給決定とは	82
利用者と契約するまでの簡単な流れ	83
STEP 18 国民健康保険日本連合会（国保連）への請求	84
国保連への請求までの流れ	85
STEP 19 事業変更届.....	86
事業を廃止・休止・再開した場合、届出が必要.....	87
障害福祉サービス事業には有効期間がある	88
就労継続支援 B 型事業の加算・減算について	89
基本報酬（就労継続支援 B 型事業）	89
減算対象項目一覧（就労継続支援 B 型事業）	92
加算対象項目一覧（就労継続支援 B 型事業）	95
施設外就労について.....	104
STEP 20 実地指導（監査）対策.....	106

実地指導（監査）時に必要な書類とは	107
実地指導（監査）時に必要な書類一覧表	109
STEP 21 将来に向けての事業展開を考える	118
多店舗展開する上でのメリット・デメリット	119
障害福祉サービス事業の多角化の例	120
1 店舗（事業所）と多店舗（事業所）との売上比較	120
巻末 参考資料集	121
（参考資料 1）収支予算書（例）	122
（参考資料 2）建築確認済み証（見本）	125
（参考資料 3）消防用設備早見表（6 項ハ）	126
（参考資料 4）平面図例	127
（参考資料 5）防火対象物使用開始の届け（見本）	128
（参考資料 6）消防用設備等検査済証（見本）	129
（参考資料 7）業務委託契約書（請負先との）	130
（参考資料 8）会社設立のためのヒアリングシート（例）	132
（参考資料 9）サービス管理責任者、職業指導員募集例	133
サービス管理責任者募集例	133
職業指導員（常勤）募集例	134
（参考資料 10）サービス管理責任者の業務経験	135
（参考資料 11）サービス管理責任者の実務経験証明書	136
（参考資料 12）サビ管・児発管責任者研修の直し	137
令和 3 年度相談支援センター初任者研修・サービス管理責任者等基礎研修研修日程と 受講対象について（兵庫県）	141
令和 3 年度サービス管理責任者基礎研修日程（全国）	142
（参考資料 13）協力医療機関との協定書（見本）	143
（参考資料 14）障害医療機関へのお願い文例	144
（参考資料 15）損害賠償保険カタログ例	145
（参考資料 16）利用決定者名簿（見本）	146
（参考資料 17）事業所パンフレット（見本）	147
（参考資料 18）障害福祉サービス受給者証	148
（参考資料 19）初回見学ヒアリングシート（見本）	149
（参考資料 20）国保連と各関係機関との相関図	150
（参考資料 21）指定書（就労継続支援 B 型事業）	151
（参考資料 22）重要事項説明書 例	152
（参考資料 23）利用契約書 例	160

(参考資料 24) 個人情報使用同意書	167
(参考資料 25) アセスメント票	168
(参照資料 26) 個別支援計画書 例	169
(参考資料 27) 契約内容（障がい福祉サービス受給者証記載事項）報告書	171
(参考資料 28) サービス提供記録	172
(参考資料 29) 就労継続支援実績記録票	173
(参考資料 30) 法定受領代理通知	175
(参考資料 31) 工賃向上計画作成手順等	176
(参考資料 31) 実地指導用チェックシート運営編 例	183
(参考資料 32) 運営規定（就労継続支援 B 型）例	185
用語解説	201
常勤換算方法とは	201
勤務延時間数とは	202
常勤とは	202
専ら従事するとは	202
多機能型事業所とは	203
従たる事業所とは	204
おわりに	206
利用規約	213

はじめに

平成 18 年（2006 年）4 月に障害者自立支援法がスタートして以来、近年、障害者の労働力の増大と障害福祉サービスの民間企業への門戸が開かれたことも相まって、**障害福祉サービス事業の独立・開業、他業種からの新規参入を目指す人が増加**しています。

ちなみに障害福祉に関連する国の予算は 15 年で約 3 倍、毎年 10% の伸びとなっています。（令和 6 年度の予算額は約 1 兆 6,000 億円※1）

障害者の総数は約 1,100 万人と言われていて総人口の 9% に相当します。（令和 6 年度調査より※2）

また、そのうち約 150 万人が、なんらかの障害福祉サービスを利用しています。（令和 4 年度調査より※3）さらに、就労継続支援 B 型事業所を利用している障害者が、33 万人となっています。

特に、日中活動系といわれる就労継続支援事業（A 型・B 型・就労移行・就労定着支援※2018 年 4 月新設）への注目、さらには、**毎年 1.5 倍近い割合で事業所が増え続けています。（法改正（以前より開業運営が厳しくなった等）にもかかわらず、近年は、事業所の増加スピードは落ちましたが、それでも増え続けています。）**

就労継続支援 B 型事業所数は令和 5 年 1 月の段階で、全国で 1 万 7 千事業所となっています。（令和 5 年度調査より※4）

※1.2.3.4 出典：障害者福祉政策（児童福祉政策）の最新動向 厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部より

どうしてこんなに就労継続支援事業が注目されているのでしょうか？

ここでは、一つの観点から考察してみましょう。

1. 障害者側から見た場合、働きたい障害者の職業選択の場が広がったということです。

以前は、国や非営利法人である社会福祉法人等が運営する福祉工場の様なところもしくは一般企業の障害者枠で働く等の選択肢しかなかったのですが、障害者自立支援法が出来たことで、民間企業が「障害福祉サービス事業」に参入するようになりました。

結果、障害者の就労支援サービス事業所が増えたことで、働きたい障害者にとっては、就労場所の選択肢が大きく広がりました。



就労継続支援 B 型事業ができるかどうかを確認する

就労継続支援 B 型事業は、法律で定められたあらゆる基準をクリアし国の指定を受けて、初めて開業できます。国からの給付金で賄う事業なので、当然といえば当然ですが、指定を受けるための基準とは、一体どのようなものなのでしょうか。

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下、「障害者総合支援法」という。）によると、障害福祉サービス事業者の指定基準として、法人、設備（場所）、人員（資格者）、仕事等が必要とあります。以下に、簡単にまとめてみましたので、ご確認ください。

＜開業に必要な主なもの＞

- ✓ **事業資金**（約 1,000 万円～）（注：数値はあくまでも参考であり、保証したものではありません。）
- ✓ **新築で事業を行う場合は、事業所建設費、土地取得費等**
- ✓ **法人格**（株式会社・有限会社・NPO 法人・一般社団法人・社会福祉法人等）
- ✓ **設備**（立地場所・建物の登記簿・備品）
- ✓ **人員**（福祉関係資格者等）
- ✓ **仕事**（障害者の仕事）
- ✓ **運営**（営業時間・利用者予定数・医療機関連携・損害賠償保険等）

このように就労継続支援事業を始めるに当たって、いろいろな条件をクリアする必要があります。あなたが、これから何をすべきか判断しやすいように、クリアすべき事柄をチェックシート形式としてまとめてみました。

基本的な必要項目のみをピックアップしています。個々の状況に応じて、不足している項目を適宜追加してください。

過去 5 年間に法令違反があると事業開始できない

障害福祉サービス事業は、障害者総合支援法（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律）という法律に則って行う事業であるため、その法律に於いて申請者等に過去に違反行為があると障害福祉サービス事業の開業ができません。

まず、あなたが、障害福祉サービス事業を開業出来るかどうか以下の項目を事前にチェックしましょう。

＜事業開始可能度チェック表＞

- × 申請者が法人でないとき。
- × 申請者が、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- × 事業所が、指定基準を満たしていないとき。
- × 申請者が、この法律その他国民の保健医療もしくは福祉に関する法律や政令で定めるもの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- × 申請者が、労働基準法、最低賃金法及び工資の支払の確保等に関する法律で定める規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。
- × 申請者が、福祉関連法の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して1年を経過しない者（関係法人役員、管理者等含む）
- × 申請者が、この申請前5年以内に障害福祉サービスに関し不正又は著しく不当な行為をした者であるとき。等々



STEP 0 事業資金を確保する

どんな事業を始めるとしても、原則、開業（運転）資金が必要となります。障害福祉サービス事業（就労継続支援B型事業）も例外ではありません。

会社を設立して、事業の開始に必要な設備や人材を確保するため、資金が必要です。また、開業後すぐに売上が上がらない場合もありますので、その間の固定費等の支払資金も開業資金として確保しておく必要があります。

ちなみに、障害福祉サービス事業の場合、請求から約1か月後に支払金が入金されます。

まず、事業を始める前に、その事業の売上見込みをシミュレートし、検証しましょう。その小さな作業が今後の事業成功の鍵になります。

就労継続支援B型事業は、利用者（障害者）が、地域によって集まりにくい所もあり、開業後、しばらく利用者が少ない状況が続く場合があります。就労継続支援B型事業において、とにかく考え得る状況を想定しながら、必要な資金はいくらなのか、いつまでに資金を回収できるのかなどをしっかりとシミュレートして、詳細な収支計画を立てていかないと、資金ショートと言ったことになりかねません。

参考までに現在、就労継続支援B型事業を開業し、安定運営するための資金として、約1,500万円は確保が必要かあるようです。(B型事業を開業された方の経験談より)

事業に必要な資金を算り出すには、就労継続支援B型事業所の開業年度の収支予算書を作成し、事業所の売上、利用者の工賃、スタッフの工賃、訓練等給付金での収入、利用者数、管理費等を詳細にシミュレートし算出します。

参考までに、就労継続支援B型事業所の平均的売上にシミュレートした資料を掲載しましたので、事業資金を算定する際にお使いください。

[参照（参考資料1）収支予算書（例）](#)



STEP 1 事業所の場所を確保する

就労継続支援B型事業の開業に向けて、あなたが最初に行うことは利用者の訓練(生産活動)を行うための事業所を確保することです。

就労継続支援B型事業の物件を決める場合、まず、利用者を何人程度入れるかを考え、その人数に応じて物件を探します。

その際、自前で新築するのか、賃貸物件を探すのかで決まってしまう。なお、既に自身で保有している物件があるのであればそれも選択肢の一つになります。

ここでは、新築、賃貸、既存保有物件の主なメリット・デメリットを挙げてみたいと思います。

<新築、賃貸、既存保有物件の主なメリット、デメリット>

	新築	賃貸	既存保有物件
資金	・ 購入や新築費用は、一千万～数億円必要。	・ 初期コストが抑えられる。 ・ 改装、改修費用が新築よりかかる場合がある。	・ 初期コストが抑えられる。 ・ 改装、改修費用が新築よりかかる場合がある。
期間	・ 事業所の立ち上げまでに数ヶ月～1年近くかかる。	・ 大規模改修等がなければ、1ヶ月程度で事業所完成。	・ 大規模改修等がなければ、1ヶ月程度で事業所完成。
場所	・ 事業所の場所を自由に決められる。	・ 事業所の場所を自由に決められる。	・ 事業所の場所を自由に決められない。
その他	・ 自社物件なので	・ 契約後でも自由	・ 自社物件なので、



STEP 2 利用者の仕事を確保する

就労継続支援事業を開業するためには、利用者が事業所内外で行う仕事が必要です。

就労継続支援 B 型事業の定義として、「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者につき、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の指導の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う事業」とあります。

つまり、利用者に就労訓練等のサービスを提供するにあたり、訓練と並行しての仕事および利用者への工賃を支払うための仕事が必要だということです。

就労継続支援 B 型事業における利用者の工賃の払え方は一般企業と同じく 利用者の工賃=売上(生産活動による)－経費 です。国が支給される「訓練等給付金」を利用者の工賃に充てることは出来ません。

そのため、就労継続支援 B 型事業においては、最低工賃(月額 3,000 円以上)を支払うことが可能な事業であるか、また利用者のスキルに応じた仕事を確保できるかどうか、申請時に判断されます。ちなみに令和 4 年度の就労継続支援 B 型事業所の利用者 1 人当たりの月額平均工賃は 1 万 7 千円となっています。※出典：障害者の就労支援対策の状況 厚生労働省 HP より

申請の際に仕事の生産性(利用者への工賃支払い能力)がないと判断されると申請が受理されません。



STEP 3 就労継続支援B型事業所の法人を設立する

障害福祉サービス事業を始めるには、**法人格(会社)が必要**です。株式会社・合同会社・NPO法人・社団法人・社会福祉法人等、営利・非営利、特に問われません。

就労継続支援B型事業は、他の障害福祉サービス事業と比べ、運営形態が一般企業と近くビジネス的要素がかなりある事業のため、機動力のある株式会社での創業がお勧めです。

既存の法人でも、就労継続支援B型事業は可能ですが、定款の目的変更が必要になります。就労継続支援B型事業を行う場合、他に福祉事業以外の目的（例：物品販売等）が入っていても特に問われませんが、地域（市区）によっては、**定款の目的に社会福祉事業以外の目的が入っていると指定申請ができないケース**があります。※各都道府県（市）によって見解は異なるので、管轄支所に確認が必要です。

できれば既存法人を利用するよりも会計上（※就労系障害福祉サービス事業の場合、事業収益と福祉事業収益を分離する必要が出る）の事も考慮し新規法人の方が良いかと思えます。

事業所に配置する従業員の勤務状況一覧および組織体系図を作成し、常にスタッフの配置状況を把握しておくことが必要です。

[illegible]



STEP 11 指定申請書に必要な事項 や添付書類の確認

就労継続支援B型事業の指定を受けるために、申請に必要な書類を揃えます。指定申請には、申請書、法人関係、人員関係、設備関係、運営関係等様々な書類が必要です。また、消防関係、建築関係の書類なども必要でかなり大変な作業となります。

まず、申請時にどんな書類および添付書類が必要なのか、全館（一覧）を確認し、次に、既に揃っている物、分かる物から作成し、最後に揃っていない書類等を作成する方法がベストかと思います。

なお、書類を作成する上で分からないところは、各所に都度、確認しながら進めましょう。

ここでもう一度、指定までの流れを確認しましょう。



出典：平成 30 年 10 月改訂 岐阜県健康福祉部障害福祉課 指定障害福祉サービス事業等の手続きより



STEP 14 スタッフ業務研修

申請書提出後、開業日が近づいてきた段階で、**利用者により良いサービスを提供するために、スタッフ研修**を行います。例えば、同業他社での見学を兼ねての意見交換、事業所内で外部講師を呼んでの講習を行ったりしながら、スタッフのスキルアップを図ります。ちなみに、研修対象者は、「サービス管理責任者」「職業指導員」「生活支援員」です。

事業所内研修 例

- 事業内容全般の知識習得をする。
- 利用者の仕事の内容の把握、仕事を体験させる。
- 各スタッフの役割確認をする。
- 利用者の受け入れ手順を把握する。
- 事業運営に必要な書類を整備する。
- 指導監査への対策を考える等。

事業所外研修 例

- 他事業所を見学する。
- 実際の運営について学ぶ（運営方法）
- 必要書類の記入の仕方を学ぶ等。

開業後に必要書類一覧を整備する

事業開始後、重要書類説明書、利用契約書、サービス提供記録、日々の活動記録、苦情・虐待に関する記録、国保連請求関連の書類、監査対策書類等々、実に様々な書類を整備、保管しておく必要があります。

開業前に、これらの**書類等を整備し、内容を把握しておく事で、スムーズなスタート**をきることが出来ます。

[参照 指導監査時に必要な書類一覧](#)

就労継続支援B型事業の加算・減算について

障害福祉サービス（就労継続支援B型事業）には、基本報酬以外に状況に応じて加算を獲得することができます。**加算を獲得することで、事業所の収益が大幅にアップし、早期に運営を安定・拡大することが可能**になります。

ただし、加算だけでなく減算もあります。例えば、サービス管理責任者が何ヶ月も不在状態になると、基本報酬が最大 50%も減算になるペナルティを科せられます。

このような状態になると当然、事業所の収益は大幅に落ち込み、最悪の場合、事業継続が困難になる場合もあります。

介護給付費に関する内容(加算・減算)についての変更は、毎月15日に実施します。（例：6月15日提出受理→7月1日から有効になります。）なお、15日を過ぎると翌月の1日から有効となります。

ここでは、就労継続支援B型事業に係わる基本報酬・加算・減算についてまとめてみましたので、参考にして下さい。（主なものの掲載）

基本報酬（就労継続支援B型事業）

【サービス費（Ⅰ）6:1】

（1日単位）

定員	平均工賃が1万5,000円未満	平均工賃が1万5,000円以上1万3,000円未満	平均工賃が1万3,000円以上1万1,000円未満	平均工賃が1万1,000円以上9,000円未満	平均工賃が9,000円以上7,000円未満	平均工賃が7,000円以上5,000円未満	平均工賃が5,000円以上3,000円未満	平均工賃が3,000円未満
20人以下	805単位	758単位	738単位	726単位	703単位	673単位	590単位	
21人以上 40人以下	746単位	717単位	660単位	637単位	624単位	600単位	526単位	
41人以上 60人以下	700単位	674単位	620単位	600単位	586単位	563単位	494単位	
61人以上 80人	688単位	662単位	609単位	589単位	575単位	553単位	485単位	



STEP 21 将来に向けての事業展開 を考える

開業後、順調に事業が進むと早ければ2～3年ぐらいで事業が安定してきます。利用者増加、スタッフの定着、仕事の安定供給、そして収益が黒字化。ここまできると障害福祉サービス事業（就労継続支援B型）の一応、「**成功**」というサインが現れてきます。

この段階で、事業主（経営者）としては、この勢いに乗って社会貢献、そして収益アップのために、次の事業展開を考える様になります。

例えば、

1. 現在の事業所の利用者定員を変更し、新たな事業所を作る。
2. 同じ就労継続支援B型事業所を増やす。（同じ地域・異なる地域）
3. 現在の事業所に、多機能型事業所として新たに他の障害福祉サービス事業を併設する又は独立事業所として作る。
 - 就労系事業所（就労移行支援・就労継続支援A型）
 - 生活系事業所（生活介護、自立訓練）
 - 障害児系事業所（放課後等デイサービス、児童発達支援）
4. 居住系事業所（グループホーム・ショートステイ）を作る。

もちろん、障害福祉サービス事業にこだわらず、別の分野へ多角化を目指しても良いと思います。また、障害福祉サービス事業を経営すると、その運営のしやすさ、安定した収益性等により、同じ障害福祉サービス事業で多角化する経営者が多いようです。

障害福祉サービス事業は、多店舗（事業所）展開することで、いろいろなメリットが出てきます。

ここでは、障害福祉サービス事業を多店舗展開する上でのメリット・デメリットをまとめてみましたので、参考にして下さい。



卷末 参考資料集

Sample

(参考資料 3) 消防用設備早見表 (6 項ハ)

(6) 項ハ 老人デイサービスセンター ・ 軽費老人ホーム ・ 老人福祉センター等

設 備 の 種 類	設 置 の 基 準		
消 火 器	令 10	一 般	延面積 150 m ² 以上
		地階・無窓階又は3階以上の階	床面積 50 m ² 以上
屋内消火栓設備	令 11	一 般	延面積 700・< 1,400 >・(2,100) m ² 以上 「注1」
		地階・無窓階又は4階以上の階	床面積 150・< 300 >・(450) m ² 以上 「注1」
	条例 42	地階を除く階数が5以上	全 階 「注2」
スプリンクラー設備	令 12	地階を除く階数が11以上	全 階 「注3」
		平屋建以外	床面積の合計 6,000 m ² 以上 「注3」
		地階又は無窓階	床面積 1,000 m ² 以上
		4階以上10階以下の階	床面積 1,500 m ² 以上 「注4」
	条例 43	高さが31mを超える建築物	高さが31mを超える階 「注5」
屋外消火栓設備	令 19	1階及び2階の床面積の合計	・耐火建築物 9,000 m ² 以上 ・準耐火建築物 6,000 m ² 以上 ・その他 3,000 m ² 以上 「注7」
動力消防ポンプ設備	令 20	屋内消火栓設備 (令11)・屋外消火栓設備 (令19)による	
	条例 45	2以上の建築物	延面積の合計 3,000 m ² 以上 「注8」
自動火災報知設備	令 21	一 般	延面積 300 m ² 以上 「注9」
		特定1階段	全 部 「注9」
		駐車のために供する部分	地階又は無窓階以上の階 床面積 200 m ² 以上
		階数が11以上	11階以上の階
ガス漏れ火災警報設備	令21の2	地 階	床面積の合計 1,000 m ² 以上
漏電火災警報器	令 22	一 般	延面積 300 m ² 以上 「注10」
		契約電流容量	50Aを超えるもの 「注10」
消防機関へ通報する火災報知設備	令 23	一 般	延面積 300 m ² 以上 「注11」
非 常 警 報 器 具 非 常 警 報 設 備	令 24	器	収容人員 20人以上50人未満
		エレベーター等	収容人員 50人以上
		非常階段	・地階を除く階数が11以上 ・地階の階数が3以上 ・収容人員 300人以上 (対象物全体に設置) 「注20」
避 難 器	令 25	11階以上の階又は地階	収容人員 20人以上 (下階に(1)～(4)項まで、(9)項、(12)項イ、(13)項イ、(14)項又は(15)項が存するもの 収容人員 10人以上)
		階段で3階以上の階	収容人員 10人以上 「注12」
誘 導 標 識	令 26	通 道 ・標識	全 部
消 防 用 水	令 27	敷地面積が10,000 m ² 以上	1階及び2階床面積の合計 ・耐火建築物 15,000 m ² 以上 ・準耐火建築物 10,000 m ² 以上 ・その他 5,000 m ² 以上 「注13」
		高さが31mを超える建築物	延面積 25,000 m ² 以上 (地階を除く。)
連 結 散 水 設 備	条例 42	地 階	床面積の合計 700 m ² 以上
連 結 送 水 管	令 29	一 般	・地階を除く階数が7以上 ・地階を除く階数が5以上で、延面積 6,000 m ² 以上
	条例 48	建築物の屋上	自動車駐車場又は回転翼航空機の発着場
非常コンセント設備	令29の2	地階を除く階数が11以上	11階以上の階
総 合 操 作 盤	規則12他	一 般	・延面積 50,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が11以上で、延面積 10,000 m ² 以上 ・地階を除く階数が 5 以上で、延面積 20,000 m ² 以上 ・地階の床面積の合計 5,000 m ² 以上 「注14」
自 動 消 火 装 置	条例4の4	地 階 等	厨房設備の入力合計 350kw 以上 「注16」

協力医療機関協定書

第1条 乙は、ワークセンターFUKUIに通所している障害者が発病等による診療治療の必要が生じたときは、その解決のために甲に協力を求めることがで

第 3 条 契約期間は、〇〇年〇〇月〇〇日から〇〇年〇〇月〇〇日までとする。但し、期間満了までに、甲乙いずれかから相手方に対し、書面により「契約終了」の意思表示がない場合には、本契約は、期間満了の翌日より更に 1 年間自動的に延長されるものとし、以後も同様とする。

第4条 前各条に定めのない事項については、甲乙合議して決するものとする。

この協定の成立を証するため、本第2部を作成し、当事者記名押印の上、双方が各一部を保有するものとする。

〇〇年〇月〇日

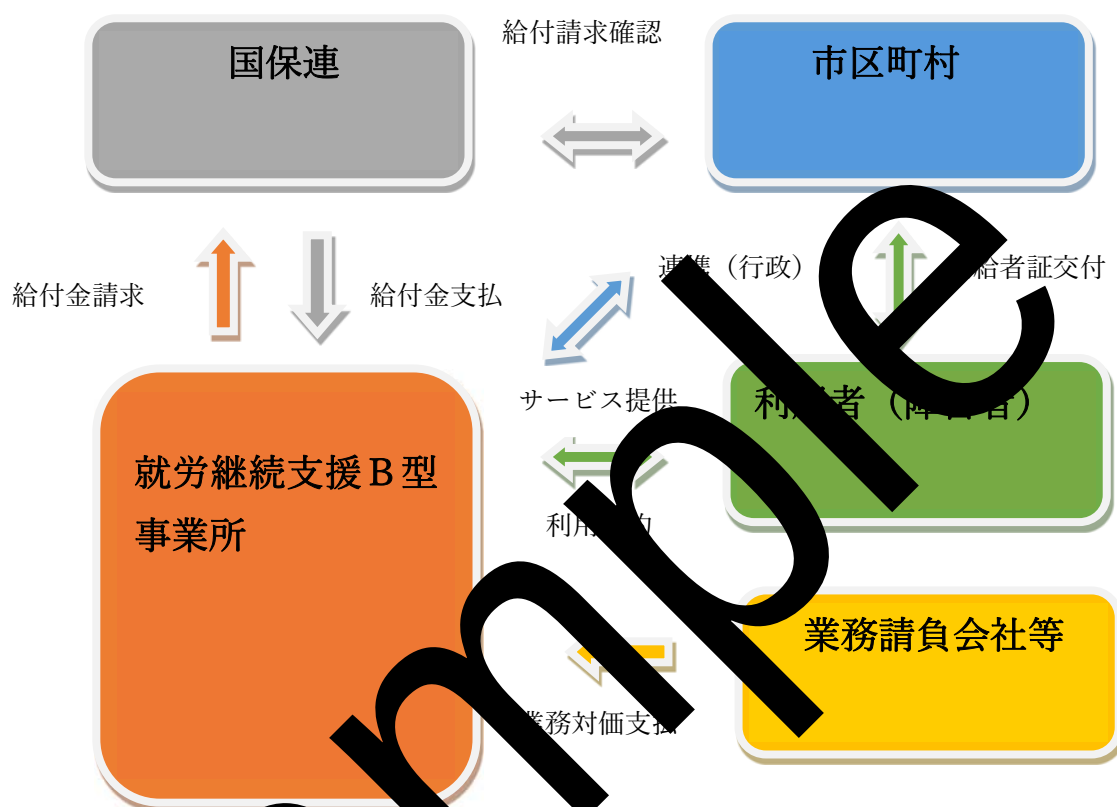
甲 福井県〇〇市〇〇町〇-〇

院長 ○○ ○○

代表取締役 福井 太郎

© Kazuo Nakade All Rights Reserved.

(参考資料 20) 国保連と各関係機関との相関図





おわりに

本書「成功へと導く！！！！障害者就労継続支援B型事業の始め方（開業マニュアル）」は、いかがでしたでしょうか？

これから就労継続支援事業を開業される方、既に事業を開始されている方、事業の開業を迷っている方、行政書士などの士業の方等々、いろいろな方がこのマニュアルを手にとられているかもしれません。

障害者就労継続支援B型事業は、ここ最近、事業所が急増しています。

その理由は、民間企業のサービス残業により、「障害者の就労する割合が増えてきたこと」と「就労継続支援A型事業から就労継続支援B型事業へ転換」する企業が増えてきたことが挙げられます。

障害者が働く場所、言えは「福祉工場」のような、一般的にはあまり労働環境の良くない作業場で働くことが多かったのですが、就労継続支援事業所が創設されてからは、民間企業の労働サービス支援の向上により、障害者にとって、就労しやすい環境が整備されました。

工賃の最低保証制度の確立、個々のスキルに応じた作業選別が可能になり、さらには個別支援計画による支援の見える化が進んだことで、どんどん就労する利用者が増え、それに伴い就労継続支援B型事業所も、現在進行形で増え続けています。

同じ、就労継続支援事業の中で、「障害者就労継続支援A型事業」というものがあります。就労継続支援B型事業の定義とほぼ同じなのですが、利用者を「雇用」する点が大きな違いと言えます。